

労政審、同一労働同一賃金など議題に集中審議へ

政府の働き方改革実現会議（議長・安倍晋三首相）は3月末、同一労働同一賃金の導入をはじめ、働き方改革に関する9項目の方針や施行までの工程計画を盛り込んだ「実行計画」を公表しました。これを踏まえ、実行計画に掲げられた各種テーマのうち、法整備が必要な同一労働同一賃金と残業時間の上限規制について、4月から労働政策審議会（厚労相の諮問機関）がそれぞれのテーブルで公労使による議論を開始しています。両方とも、6月上旬まで集中的な審議を展開し、建議（報告書）に至る見通しです。政府は、秋の臨時国会に改正法案を提出し、約2年後の2019年4月の施行を目指しています。

働 き方改革実現会議の「実行計画」の中で注目されているのは、同一労働同一賃金の導入と残業時間の罰則付き上限規制の2つです。『HIRAYAMA NEWS』の1月、3月号ではそれらの全体的な動きを詳報しておりますが、今回は「実行計画」が正式に公表されましたので、それぞれの着眼点と今後の流れについて記します。

同一労働同一賃金の導入に向けた動き

(1) パートタイム労働法、(2) 労働契約法、(3) 労働者派遣法——の「3法一括改正」を打ち出しています。「同一労働同一賃金法」という法律が出来るのではなく、現行法に「均等・均衡」の要素をこれまで以上に明文化していく方針です。

従来の労政審では、それぞれの分科会や部会で議論されている法律ですが、今回の審議を迎えるにあたって厚生労働省は「新たな部会」を設けました。4月28日に初会合が開かれ、パート法のあり方から議論を始めています。6月上旬までに計6回程度の議論を行う見通しです。

「実行計画」の派遣法に関する部分を見ると、第一義として「派遣元事業者は、派遣先労働者の賃金水準等の情報が無ければ、派遣労働者の派遣先労働者との均等・均衡待遇の確保義務を履行できない。このため、派遣先事業者に対し、派遣先労働者の賃金等の待遇に関する情報を派遣元事業者に提供する義務などの規定を整備する」としています。

これは、派遣先の水準に合わせる前提となる「派遣先から派遣元への情報提供」を義務付けることを意味し、要するに現行法の「配慮義務」の格上げです。

一方で、「派遣先が変わるごとに賃金水準が変わって不安定になる」ことの回避策も盛り込まれました。端的には、下記の3要件の労使協定を締結・履行されることを条件に、「派遣先との水準に合わせる必要はない」との趣旨です。

3要件とは、

- <1> 同種業務の一般の労働者の賃金水準と同等以上。
 - <2> 派遣労働者のキャリア形成を前提に能力を適切に評価して賃金に反映。
 - <3> 賃金以外の待遇について派遣元事業者には雇われている正規雇用労働者の待遇と比較して不合理でない。
- 一となっております。

労政審では、「3要件」の具体的な運用方法などの議論に注視が必要です。

残業時間の罰則付き上限規制に向けた動き

4月7日から労政審の労働条件分科会で、労働基準法改正に向けた審議がスタートしています。こちらも、6月上旬までに建議に至る見込みです。

実行計画が示した規制内容は、(1) 時間外労働（残業）の上限を月45時間、かつ年間360時間を原則とし、違反企業は罰則を加える、(2) 特例として、労使協定を結んだ場合に限り、年720時間（月平均60時間）まで認める、(3) ただし、2～6カ月の平均残業時間を、休日労働を含めて月80時間以内に制限する、(4) 単月は休日労働を含め100時間未満に制限する、(5) 月45時間を超える回数は年6回を上限にする——というものです。

(2) と (3) を合わせて考えると、仮に、ある月の残業が90時間だった場合、次の月の残業は70時間を超えてはならず、その次の月も80時間以内に制限されます。また、こうした45時間を超える残業のある月が認められるのは年に6カ月までで、残る6カ月は45時間を超えた残業はアウトになります。

「過労死ライン」を超える「月100時間」を巡っては、経団連は「100時間以下」、連合は「100時間未満」を主張して譲らず、最後は首相裁定で「100時間未満」で決着するという経過をたどりしました。

残業規制はこれまで労政審でもたびたび議論されながら、改善できなかった「難問」。制度設計の細部をどのように詰めていけるかがカギとなります。

議論の進行は、「時間外労働の上限規制」として、(1) 限度時間、(2) 適用除外業種の取り扱い、(3) 新たな指針に盛り込むべき事項——を検討。「勤務間インターバル」については、労働時間等設定改善法および指針に盛り込むべき事項を議論していきます。

一方、2年前の通常国会に上程しながら審議入りに至っていない「高度プロフェッショナル制度（高度プロ）」の創設などを柱とする労基法改正案の取り扱いについて、今回新たにつくる改正案と「一体化」する案が有力視されています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

